

2026年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

憲 法 問 題

《 13:30～14:50 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【憲 法 問 題】

次の〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

「内閣の助言と承認」（日本国憲法第３条、第７条）について、１０行程度で説明しなさい。

〔設問２〕

Xは、Y市の住民であり、かねてより他の自治体において移民が治安を悪化させているといったメッセージを発するSNS上の投稿を頻繁に目にしたことで、Y市の将来を不安に思っていた。その最中、２０２４年４月１日にY市議会は、Y市として様々な人権問題について積極的に取り組むべきことを宣言する「Y市人権尊重まちづくり条例」を制定した。Xはこの条例制定を知り、Y市が移民を積極的に受け入れる政策を推進するようになるのではないかと考え、これに対する反対意見を表明するために、他のY市住民らとともに「Y市の将来を守る会」（以下「守る会」という。）を結成した。

守る会は、結成直後から精力的にデモ活動を行ってきた。守る会によるこれまでのデモ活動は、特定の民族などを中傷する内容を含んではいなかった。もっとも、その主張に疑念を抱く市民も存在し、彼らは、守る会がデモ活動を行う現場に赴いたうえで、拡声器などを用いて守る会への反対意見を主張することもあった。その結果、デモ活動の現場が物騒な雰囲気になることが常態化した。そして、２０２５年８月１５日に道路上で行われた守る会のデモ活動の際には、守る会に反対する市民らとデモ活動参加者らとの間で揉み合いになり、両者にそれぞれ怪我人が発生する事態となった。なお、同日のデモ活動の際には、警察官による警備も実施されていたが、Xら守る会の主導者の近辺に少人数が配置されるにとどまっていた。

２０２５年９月３０日、Xは、Y市の設置する「Y市公会堂」において、Y市への移民流入に反対するなどの目的で守る会の集会（以下「本件集会」という。）を開催するために、Y市公会堂条例【参考資料１】第６条第１項所定の許可を申請した。本件集会は、２０２５年１１月２３日１０時から１２時まで、約３００名が参加して行うものとされていた。しかし、Y市長は、同年１０月１５日、本件集会について、同条第２項第１号に該当するとして、不許可処分（以下「本件不許可処分」という。）を下した。

Y市公会堂は、Y市がY市民の文化・教養の向上を図り、併せて集会等の用に供する目的で設置した施設であり、地方自治法【参考資料2】第244条にいう「公の施設」である。Y市公会堂の付近には、道路を隔てて約250店舗の商店街があり、Y市内最大の繁華街を形成している。Y市公会堂の定員は、522名（補助席を含めて663名）である。

本件集会の実施が予定されていた2025年11月23日は、勤労感謝の日であり、Y市内に本拠地を構えるプロ野球チームのファン感謝祭が13時から催されることとなっていた。当該チームは全国的に熱狂的なファンを抱えており、ファン感謝祭にも3万人ほどが来場することが予想されていた。そのため、Y市内の警察署に所属する警察官の多くが、ファン感謝祭の会場周辺に配備される計画となっていた。

本件不許可処分に含まれる憲法上の問題点について、あなたの意見を述べなさい。その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

【参考資料1】

○Y市公会堂条例

（使用の許可）

第6条 公会堂を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、次の各号の一に該当するときは使用を許可しない。

（1）公の秩序をみだすおそれがある場合

（2）〔以下略〕

【参考資料2】

○地方自治法

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2026 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【B 日程：憲法】

《出題趣旨》—————

〔設問 1〕について

例年、〔設問 1〕においては、憲法学における基本的事項に関する知識を問うことに主眼を置いて出題を行っている。今年度の B 日程では、天皇・内閣の分野から「内閣の助言と承認」（日本国憲法 3 条、7 条）に関する説明問題を出題した。統治分野についても入学前にしっかりと学習してきたほしいというメッセージを込めつつ毎年出題しているので、そのメッセージを受け取っていただければ幸いである。

〔設問 2〕について

今年度の B 日程では、主に集会の用に供する目的で設置された普通地方公共団体の施設の使用申請を拒否することの合憲性について出題した。

本問では、本事案と同種ないし類似の事案に関する重要判例の知識や憲法学の基本的事項に関する知識が十分に定着しているかや、法的三段論法に即した基本的な論述能力が備わっているかについて、その判定が試みられている。したがって、本問を解答するにあたっては、具体的な事案の中から憲法上の問題点を明らかにし、ただ闇雲にこれを検討すればよいというわけではない。まずその検討を行うのにふさわしい適当な憲法の条文を選択し、そのうえで、当該事案の性質や事案類型に即した判断枠組みを定立し、自らの定立した判断枠組みに基づいて具体的な検討を行うことが求められている。

さらに、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及することも、求められている。本問では、泉佐野市民会館事件判決（最判平成 7 年 3 月 7 日民集 49 巻 3 号 687 頁）や、上尾市福社会館事件判決（最判平成 8 年 3 月 15 日民集 50 巻 3 号 549 頁）が参考になり、それらにおいて示された法的構成や判断枠組みを踏まえた検討を行うことが、本問の解答としては想定されていた。また、関連する近時の重要判例として、金沢市庁舎前広場事件判決（最判令和 5 年 2 月 21 日民集 77 巻 2 号 273 頁）も存在するため、こちらの判例も併せて学習することが望ましい。

なお、本問の解答における最終的な結論は合憲・違憲のどちらでもよい。説得的な理由づけとともに丁寧論じることが、本問では求められている。

《解説・講評》――

〔設問 1〕について

日本国憲法は、天皇が国事行為を行うために「内閣の助言と承認」を求めている。ここにいう「助言」と「承認」については、別個の行為か否か、それぞれに閣議決定が必要か否かが問題となる。通説は、そもそも天皇の発意に対して内閣が「承認」を行うようなことが憲法の予定するところではなく、また、「国政に関する権能を有しない」（憲法 4 条 1 項）天皇は内閣の「助言」に完全に拘束されるため、「助言と承認」を一個の行為とみて、事前の一回の閣議決定で足りるとする。

内閣の「助言と承認」の性格については、これを立憲君主制下での大臣助言制と連続的に捉えて、国事行為に関する実質的決定権を内閣に委ねるものと理解したうえで、例えば内閣総理大臣の任命のように、その実質的決定権が内閣以外にある（日本国憲法 6 7 条参照）場合には内閣の「助言と承認」を要しないとする見解がある。これに対して、日本国憲法 3 条は「天皇の国事に関するすべての行為」について、内閣の「助言と承認」を求めている。そして、日本国憲法 4 条 1 項は天皇が「国政に関する権能を有しない」と定めていることから、天皇の国事行為は本来的に形式的なものであり、内閣の「助言と承認」も国事行為の実質的決定権を内閣に委ねるものではないとする見解も存在する。この見解に立てば、内閣以外の機関に実質的決定権がある国事行為に関しても、内閣の「助言と承認」が必要とされる。

解答に際しては、「助言」と「承認」の関係（別個か一個か）や、「助言と承認」の性格（国事行為の実質的決定権を内閣に委ねる趣旨のものか）について、それぞれの見解の論拠や批判等について触れられていれば、良好な水準に達しているといえよう。

しかしながら、多くの受験生は、これらの事項を検討することなく、象徴天皇制に言及するにとどまり、大幅な失点につながってしまっていた。ここで大幅な失点をしてしまうと、〔設問 2〕でそのすべてを取り返すことは困難であるので、知識の穴を作らないように心がけていただきたい。

また、「助言と承認」に関連して、憲法 7 条 3 号に基づく解散（いわゆる 7 条解散）の是非について論じる答案も散見された。しかし、本問の解答としてこの論点に言及する場合、それが「助言と承認」の性格づけにとっていかなる意義を有するのかについてまで説明することが必要となるが、そうした答案はごく僅かにとどまっていた。

試験の答案では、問われていることに真正面から答えることが肝要である。知っていることをただ羅列しただけでは、加点を期待することはできない。余事記載と判断された場合にはかえって減点の対象となることさえあるので、上記の諸点には十分に留意されたい。

〔設問２〕について

本問では、主に集会の用に供する目的で設置された普通地方公共団体の施設の使用申請を拒否すること（以下「本件不許可処分」という。）の合憲性が問われている。

１．憲法上の権利・自由について

本件不許可処分の合憲性を検討するにあたっては、まず、本件不許可処分と最も密接に関係する憲法上の権利・自由について、その保障根拠となる条文とともに示すことが必要となる。《出題趣旨》で上述した各最高裁判例にも照らせば、ここでは「集会の自由」（憲法２１条１項）を挙げることになるであろう。

しかしながら、答案のなかには、「表現の自由」（同項）や「結社の自由」（同項）について検討するものが散見された。また、答案冒頭で「集会の自由」の問題として議論を設定しておきながら、途中から「表現の自由」に検討対象がすり替わっている答案も見受けられた。事例問題においては、検討すべき権利・自由を適切に指摘し、一貫した論述を展開することが肝要である。そのためには、普段の学習においてテキスト等を読む際にも、各権利・自由がどのような具体的状況で問題となるのかに注意を払う等、具体例を意識した学習をすることが大切である。

２．本件不許可処分による「集会の自由」の制約について

そのうえで、次に、本件不許可処分がなぜ「集会の自由」の制約になるのかを丁寧に論じることが求められる。公会堂の使用申請の不許可は、本来、行政がサービスとして提供している施設の利用を認めないだけであり、集会それ自体を禁止するものではない。そのため、本件不許可処分によっては「集会の自由」が制約されていないと考える余地が存在する。こうした問題状況を明確に認識できている答案も散見され、そうした答案は高く評価されることとなる。

この点につき、泉佐野市民会館事件の最高裁判決を参考とすれば、地方自治法２４４条の規律内容を踏まえて、「地方自治法２４４条にいう普通地方公共団体の公の施設として……集会の用に供する施設が設けられている場合、住民は、その施設の設置目的に反しない限りその利用を原則的に認められることになるので、管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずることになる」といった評価を施すことになるろう。

この最高裁判決について、調査官解説（『最高裁判所判例解説民事篇平成七年度』295頁注１）は、「本判決がパブリック・フォーラムの法理を念頭に置いていることは疑いがない」と述べる。これを踏まえると、本問の解答にあたっても、本件不許可処分が「集会の自由」への制約となることを論じる際に、いわゆるパブリック・フォーラム論に言及することは十分に考えられる。

もっとも、パブリック・フォーラム論に言及する答案のなかには、「集会の自由」を

請求権（Ｙ市公会堂の使用請求権）へと再構成しようと試みるなかで、この法理を援用するものが散見された。また、パブリック・フォーラム論の一般的な考え方に従えば、公会堂のような施設は「指定的」パブリック・フォーラムと位置づけられるにもかかわらず、Ｙ市公会堂を「伝統的」パブリック・フォーラムとして説明する答案も、僅かながら見受けられた。日本国憲法下での権利構成や判例と、アメリカで発展してきたパブリック・フォーラム論とを如何に接続するかは難題であるが、様々な教材において検討がなされているため、ぜひ参考にさせていただきたい（さしあたり参照、曾我部真裕ほか編『憲法論点教室〔第２版〕』（日本評論社、２０２０年）１３３-１４１頁〔中林暁生〕、横大道聡編著『憲法判例の射程〔第２版〕』（弘文堂、２０２０年）１７１-１８２頁、特に１８２頁〔木下昌彦〕）。

３．合憲性の判断枠組みについて

そして、本件不許可処分 of 合憲性判断の枠組みについても、泉佐野市民会館事件の最高裁判決が参考になるであろう。同判決は、基本的に比較衡量の判断枠組みを提示したうえで、集会の自由の制約が精神的自由の制約であることから、その比較衡量が厳格な基準の下になされなければならないとする。これを踏まえて、同判決は、当該事件における市民会館利用の不許可処分の根拠となった泉佐野市民会館条例７条１号の「公の秩序をみだすおそれがある場合」について、限定解釈を施している。それによれば、同号は「本件会館における集会の自由を保障することの重要性よりも、本件会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度としては、……単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解するのが相当」とされている。この解釈は、泉佐野市民会館条例７条１号を「そう解する限り……憲法２１条に違反するものではない」とする文脈（すなわち、いわゆる法令違憲の検討）において示されたものであるが、同時に、同条例に基づく不許可処分の合法性・合憲性を判断する枠組みとしても機能することとなる。

また、上尾市福祉会館事件の最高裁判決も参考にすれば、いわゆる「敵意ある聴衆の法理」にも言及することになろう。同判決によれば、「主催者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主催者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止し、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、前示のような公の施設の利用関係の性質に照らせば、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるものというべき」とされる。

本問は、このような判例に即した判断枠組み以外の判断枠組みの設定を否定するも

のではない。もっとも、そうした枠組みを立てる際には、権利の性質や保護の程度、権利制約の類型的な態様・程度などを踏まえて、説得的に論じることが求められている。

なお、答案のなかには、上記「１」および「２」（特に後者）に関してほとんど論じることなく、唐突に、合憲性の判断枠組みについて論じ始めるものが散見された。しかし、上記「１」および「２」は、そもそも本件不許可処分について合憲性の判断枠組みを設定して検討することが必要か否かに関わるという意味で、「３」の前提をなす検討事項である。着実に段階を踏んで議論を進める答案の作成を心がけていただきたい。

４．事案の具体的な検討について

最後に、本件不許可処分の合憲性を具体的に検討する際には、本問における様々な事情を拾い上げて、評価していくこととなる。そうした事情として例えば、一方において、Ｙ市公会堂が人の出入りの多い商店街・繁華街に近接するという立地条件、「Ｙ市の将来を守る会」のデモ活動が反対派との間で物騒な雰囲気包まれることが常態化していること、実際に両者の衝突によって怪我人が発生する事態に至っていること、そうした事態が警察官による警備の実施にもかかわらず生じていること、本件集会予定日と同日の近接する時間帯に他の大型イベントが控えており警察による警備体制に懸念があることなどが挙げられよう。これらは、基本的に本件不許可処分の合憲性を基礎づける事情と評価できる。他方において、「Ｙ市の将来を守る会」と反対派が衝突する事態は道路上でのデモ活動の際に起きたものであるのに対して本件集会は比較的開放性に乏しい公会堂を使用するものであること、怪我人が発生したデモ活動の際の警備は嚴重なものといえなかったこと、同日に開催予定の大型イベントと本件集会とでは予定時間帯が異なることなどが考えられる。これらは、基本的に本件不許可処分の違憲性を基礎づける事情と評価できよう。

最終的な結論は合憲・違憲のいずれでもよいが、答案中で予め提示した判断枠組みに即したかたちで、説得的な理由づけとともに丁寧に論じることが、本問では求められている。

以上